

## 家庭医療専門医の認定に関する細則

2012年10月28日制定  
2012年12月17日改定  
2012年5月17日改定  
2012年10月1日改定  
2013年11月16日改定  
2015年3月29日改定  
2016年1月24日改定  
2016年8月7日改定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱（以下、要綱という）を施行するにあたり、専門医の認定に関する要綱第17条から第27条の運用に必要な細則をここに定める。

### 第1章 申請手続き

（研修修了期日）

第1条 要綱第17条で定める専門医認定審査申請の資格のうち後期研修修了登録については、審査を受ける年の5月末日までに研修を修了したものを対象とする。

（認定審査の告示）

第2条 専門医認定委員会は、専門医の認定審査を開始する3ヵ月前までに、申請受付期間、試験実施日を告示する。

（認定審査料）

第3条 専門医認定審査料は50,000円とする。

2 一度払い込まれた専門医認定審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

（認定審査申請書類）

第4条 専門医の認定審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定審査申請書（様式専門医-1）
- (2) 家庭医療後期研修修了者または修了見込み者の場合、後期研修修了証の写し、または後期研修修了見込証明書（様式専門医-2）
- (3) ポートフォリオ事例報告書（様式専門医-3 および 4）
- (4) 専門医認定審査料を払い込んだ記録

### 第2章 審査と登録

（ポートフォリオ）

第5条 ここでいうポートフォリオとは、家庭医療専門医に求められる臨床能力を示す事例を集めたものである。前条の(3)に定めるポートフォリオ事例報告書には次のことを記述する必要がある。

- (1) その事例を選んだ理由
- (2) 実践した具体的内容

(3) 今後の学習課題の設定を中心とした省察とその根拠

2 報告する事例の領域は家庭医療専門医を特徴づけるものとし、その数は前項の内容を記述した詳細な報告（様式専門医-3）を 18 事例および簡易な報告（様式専門医-4）を 20 事例とする。領域と事例数は別表に示す。

(試験)

第 6 条 実技試験として臨床能力評価試験(Clinical Skills Assessment)を、筆記試験として論述試験 (Modified Essay Question) 等を行い、家庭医の現場を反映した臨床的問題解決能力を評価する。

(合格基準)

第 7 条 ポートフォリオの合格基準と試験の合格基準に合致するものを合格とし、合否の結果を申請者に通知する。合格基準は専門医認定委員会で定める。

(登録申請)

第 8 条 認定審査に合格した者の認定手続きにあたっては、次のものを理事長に提出しなければならない。

(1) 専門医登録申請書（様式専門医-5）

(2) 専門医登録料を払い込んだ記録

2 登録料は 10,000 円とする。

3 一度払い込まれた登録料は返却しない。

(認定証)

第 9 条 認定証には次の事項を記載する。

(1) 認定番号

(2) 氏名

(3) 生年月日

(4) 証文

(5) 認定年月日

(6) 認定有効期間

(7) 理事長の氏名、公印

### 第 3 章 認定の更新

(申請受付期間および告知)

第 10 条 専門医の認定の更新審査の申請受付期間は原則として毎年 2 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし特別な事情がある場合は専門医認定委員会によって変更できる。

2 前項の申請の受付期間は、その受付開始日の 2 ヶ月以上前に更新対象者に書面をもって通知する。

(更新審査料)

第 11 条 専門医認定更新審査料は 30,000 円とする。

2 一度払い込まれた専門医認定更新審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定更新の申請)

第 12 条 専門医の認定の更新審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定更新審査申請書 (様式専門医-6)
- (2) 認定期間中の経歴書 (様式専門医-7)
- (3) 認定期間中に作成したポートフォリオ事例報告書 (様式専門医-8 )
- (4) 認定期間中に取得した生涯教育単位報告書 (様式専門医-10、11 および 12)
- (5) 認定更新のための試験での合格証明書
- (6) 専門医認定更新審査料を払い込んだ記録

2 前項(3)のポートフォリオ事例報告書の内容は第 5 条に準ずる。専門医の更新では、以下の 6 領域より 5 領域以上を選択し、全体で 6 症例 (事例) の報告書の提出を必要とする。ただし、「地域保健福祉活動または医療者教育実践事例」は必須とする。

- 外来成人長期 (5 か月以上) 観察例
- 外来成人救急症例
- 外来成人メンタルヘルス例
- 外来小児・思春期症例
- 定期訪問診療または往診症例、あるいは在宅連携症例
- 地域保健福祉活動または医療者教育実践事例

3 第 1 項(4)の取得単位は生涯学習、研究、活動に関する下表の項目 1 から 8 の合計で 50 単位以上とする。その内、項目 1 と 2 の合計で 10 単位以上を必須とする。ただし項目 3, 5, 6, 7, 8 は上限を下表の通りとする。

項目	生涯学習単位	備考
1 本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2 本学会が主催または共催する生涯教育セミナー等 (E-learning を含む)	※ 1 ※ 2	上限なし
3 本学会のブロック支部会が主催または共催する地方会・生涯教育セミナー等	※ 3	上限 20 単位
4 World Organization of Family Doctors (WONCA) の World Conference または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし
5 日本医師会生涯教育制度 (1～4 に該当しない学会員に関わる活動も含む)	取得したカリキュラムコードを認定	上限 20 単位で、同一カリキュラムコードにおける単

			位取得の上限は1 単位とする
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	※4	上限15単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動 (執筆を含む)	※5	上限15単位
8	UpToDate®による自己学習(3段階の 学習サイクルによる認定のみ)	0.2単位(1学習サ イクルあたり)	上限10単位

※1 E-learning 以外の企画は0.5時間を0.5単位とする。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェクトチームの長が申請し、専門医認定委員会が認定する。ただし、1日及び半日での単位取得の上限はそれぞれ5単位および3単位とする。

※2 E-Learning については本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。1時間を0.5単位として、認定する。

※3 0.5時間を0.5単位としてブロック支部長からの申請を受け、専門医認定委員会が認定する。ただし、1日及び半日での単位取得の上限はそれぞれ5単位および3単位とする。

※4 以下の場合に単位を付与する

- (1) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び家庭医療専門研修あるいは総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱの施設の教育責任者が専攻医を受け入れた年度に対して3単位/年
- (2) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して3単位/年
- (3) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して3単位/年

※5 本学会機関誌の原著は10単位、原著以外は5単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された論文は5単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍(翻訳書を含む)のみを対象とし、単著は7単位、分担執筆は5単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。

(更新審査の合格基準)

第 13 条 認定の更新審査の合格基準は専門医認定委員会で定める。

(被災による認定期間の延長)

第 13 条の 2 要綱第 22 条第 3 項により認定期間の延長を希望する者は、本則第 10 条第 2 項の通知があつてから、更新審査の申請受付期間開始日より 14 日以内に、被災による家庭医療専門医認定期間延長申請書(様式専門医-15)により申請しなければならない。ただし、この期限後、更新審査の申請受付終了日までに発生した災害の場合は、専門医認定委員会が改めて延長申請の期限を定めて告示する。

2 前項の申請があつたときは、専門医認定委員会は速やかに審査し、延長の可否を決定して申請者に通知する。

3 認定期間の延長が可となったときは、理事長は認定期間延長証明書を交付する。

(更新の保留)

第 14 条 次の場合は、専門医の認定の更新の保留をそれぞれに定める期間を限度として申請できる。

- (1) 更新審査の申請期日までに第 12 条第 2 項または第 3 項を満たせないとき。期間は 1 年間のみとする。
- (2) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、研究または臨床研修のために外国へ留学したとき、または現に留学中であるとき。期間は通算の外国在住期間を限度として 3 年間までとする。
- (3) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、長期の病気療養をしたとき、または現に療養中であるとき。期間は療養に要した期間を限度として 3 年間までとする。病状によって本人が申請できない場合は、専門医認定委員会が職権で審査し、保留期間を本人に通知することができる。
- (4) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、産前・産後休業、育児休業または介護休業に該当する期間があつたとき、または現に休業中であるとき。期間は実際の休業期間を限度として 3 年間までとする。

2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した専門医認定更新保留申請書(様式専門医-13)を更新審査の申請受付期間内に専門医認定委員会に提出しなければならない。前項(3)または(4)による場合は、診断書等その根拠となる書類の写しを添付しなければならない。

3 第 1 項の(1)による保留に引き続き、(2)、(3)または(4)による保留を申請するときは、連続する保留期間を 3 年間までとする。また(2)、(3)または(4)による保留期間が 2 年以内の場合のみ、これに引き続き(1)による保留を申請することができる。

4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第 27 条に

より専門医の認定を取り消す。

(欠格期間)

第 15 条 要綱第 27 条第 1 項の(5)により専門医の認定を取消されたときは、専門医認定委員会は新たに専門医の認定審査を受けることができない欠格期間を定め、該当者に通知する。

(改訂)

第 16 条 この細則は、専門医認定委員会の議決の後、理事会の議決により改定できる。

第 5 条第 2 項別表

1. 家庭医療専門医を特徴づける能力 【以下の全て：詳細 5 事例】
  - (ア) 患者中心・家族志向の医療を提供する能力
    - ① bio-psycho-social model を用いて問題解決を試みた症例
    - ② 家族カンファレンス、もしくは家族が問題を解決するために援助をおこなった症例
  - (イ) 包括的で継続的、かつ効率的な医療を提供する能力
    - ① 複数の健康問題を抱える患者に統合されたケアを実践した症例
    - ② 行動変容のアプローチを用い、患者教育をおこなった症例
  - (ウ) 地域・コミュニティをケアする能力
    - ① 地域における疾病の予防やヘルスプロモーションに関する活動
2. 全ての医師が備える能力 【以下の 3 領域から 1 事例ずつで計詳細 3 事例】
  - (ア) 診療に関する一般的な能力と患者とのコミュニケーション
    - ① EBM に基づいた意志決定を日常の診療に応用するために取り入れたシステムや工夫の事例
    - ② 患者や家族とのラポール形成やコミュニケーションに困難があったにもかかわらず、問題を解決して良好なコミュニケーションをとるに至った症例
  - (イ) プロフェッショナリズム
    - ① 医師としてのプロフェッショナリズム（誠実さ、説明責任、倫理など）を意識しながら問題解決に取り組んだ症例
    - ② 生涯学習に取り組む上で有効な取り組みや工夫の事例（学習スタイル、タイムマネジメント、IT など）
  - (ウ) 組織・制度・運営に関する能力
    - ① 研修施設の管理／運営に関して、業務の改善に貢献した事例
    - ② 研修施設内外のスタッフとの良好なチームワークやネットワークの構築・促進に貢献した事例
3. 教育／研究 【以下の全て：詳細 2 事例】
  - (ア) 教育
    - ① 学生・研修医に対する 1 対 1 の教育、もしくは、教育セッションの企画運営に取り組んだ事例
  - (イ) 研究
    - ① 研修期間中に取り組んだ臨床研究の事例
4. 家庭医療専門医が持つ医学的な知識と技術 【詳細 8 事例、簡易 20 事例】

以下の健康問題について、必要な医学的知識と技術を十分に活用しながら、

家庭医療専門医の立場から問題解決に取り組んだ症例を報告する。

詳細事例については、症例の詳細な経過報告、問題の分析から解決に至るプロセス、症例に対する省察、今後の課題などを網羅する。

簡易事例については、診療施設名、患者イニシャル、年齢、性別、初回診察日または入院日、最終診察日または退院日、診断名、転帰および短い事例要約から構成される。

- (ア) 個人への健康増進と疾病予防【詳細 1 事例】
- (イ) 幼小児・思春期のケア【詳細 1 事例】
- (ウ) 高齢者のケア【詳細 1 事例】
- (エ) 終末期のケア【詳細 1 事例】
- (オ) 女性の健康問題・男性の健康問題【詳細 1 事例】
- (カ) リハビリテーション【詳細 1 事例】
- (キ) メンタルヘルス【詳細 1 事例】
- (ク) 救急医療【詳細 1 事例】
- (ケ) 臓器別の健康問題 【簡易 20 事例（各臓器系から 2 事例ずつ）】
  - ① 心血管系
  - ② 呼吸器系
  - ③ 消化器系
  - ④ 代謝内分泌・血液系
  - ⑤ 神経系
  - ⑥ 腎・泌尿器系
  - ⑦ リウマチ性・筋骨格系
  - ⑧ 皮膚
  - ⑨ 耳鼻咽喉
  - ⑩ 眼

## 附則

(施行期日)

- 第 1 条 この細則は 2012 年 10 月 28 日から施行する。
- 2 この細則は 2013 年 5 月 17 日から改定して施行する。
- 3 この細則は 2013 年 10 月 1 日から改定して施行する。
- 4 この細則は 2013 年 11 月 16 日から改定して施行する。
- 5 この細則は 2015 年 3 月 29 日から改定して施行する。
- 6 この細則は 2016 年 1 月 24 日から改定して施行する。
- 7 この細則は 2016 年 8 月 7 日から改定して施行する。

(ポートフォリオについての経過措置)

- 第 2 条 後期研修プログラム細則附則第 4 条により認定プログラムとみなされた後期研



修

プログラムのうち、旧プライマリ・ケア学会認定施設群に所属して専門医の認定審査申請の資格を得た者、および専門医認定制度要綱附則第 2 条により専門医の認定審査申請の資格を得た者は、2014 年度までに限って、旧日本プライマリ・ケア学会専門医・認定医要綱細則第 8 条第 2 項に定める症例リスト 50 例および詳細症例報告 20 例を、本則第 3 条および第 4 条に定めるポートフォリオ事例報告書に代えて提出しなければならない。

(生涯教育単位の計算方法についての経過措置)

第 3 条 本則第 12 条第 3 項に定める生涯教育単位について、2014 年度から 2017 年度までに行われる認定更新の審査においては、本細則 2012 年 12 月 17 日改定版で定めていた計算方法（以下旧計算方法という）によって申請してもよいものとする。ただし、旧計算方法と現行の計算方法とを混在させて申請することは認めない。

2 旧計算方法により生涯教育単位を申請する場合は、第 12 条第 1 項（4）に定める生涯教育単位報告書は（様式専門医-14）を使用するものとする。

様式専門医-1	家庭医療専門医認定審査申請書
様式専門医-2	研修修了見込証明書
様式専門医-3	ポートフォリオ詳細事例報告書（専門医認定審査用）
様式専門医-4	ポートフォリオ簡易事例報告書（専門医認定審査用）
様式専門医-5	家庭医療専門医登録申請書
様式専門医-6	家庭医療専門医認定更新審査申請書
様式専門医-7	経歴書（専門医認定更新審査用）
様式専門医-8	ポートフォリオ詳細事例報告書（専門医認定更新審査用）
様式専門医-10	生涯教育単位報告書（専門医認定の更新審査用）
様式専門医-11	教育関連単位申請書（専門医認定の更新審査用）
様式専門医-12	日本医師会生涯教育関連単位申請書（専門医認定の更新審査用）
様式専門医-13	家庭医療専門医認定更新保留申請書
様式専門医-14	生涯教育単位報告書（専門医認定の更新審査用、旧計算方法用）
様式専門医-15	被災による家庭医療専門医認定期間延長申請書